

判決年月日	平成24年2月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（ネ）10047号		
○原審が、一審原告の著作権（翻案権）に対する一審被告の侵害を認めた上で、一審原告の不法行為に基づく損害賠償請求権の一部については時効消滅したと判断して、一審原告の請求を一部認容した損害賠償請求訴訟の控訴審において、一審原告が控訴審において追加的に主張した不当利得返還請求を一部認容した事例			

（関連条文）著作権法27条，民法703条

中華人民共和国の法人である一審原告は、「中国世界自然文化遺産」と題する記録映画（本件各原版）の著作権を有していること、一審被告の製作・販売に係る「中国の世界遺産」と題するDVDが上記記録映画を複製又は翻案したものであること等を主張して、一審被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

原審は、①本件各原版に係る著作権は一審原告に帰属すると判断し、②一審被告の製作・販売に係るDVDは、本件各原版に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており本件各原版の翻案に当たると判断し、③一審被告は、本件各原版の利用許諾を受けていたとは認められないと判断し、④一審原告の一審被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の一部については、時効消滅したと判断して、⑤一審原告の損害賠償請求のうち10万5000円（弁護士費用相当額1万円を含む）の限度で認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、一審原告及び一審被告双方が控訴し、一審原告は、控訴審において、新たに不当利得返還請求権に基づく請求原因を追加的に主張した。

本判決は、上記原審の判断を全て是認した上で、一審原告が控訴審において新たに追加した不当利得返還請求について、一審被告の製作・販売に係るDVDは、本件各原版に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており、翻案に当たるところ、一審被告は、本件各原版の著作権者である一審原告の利用許諾を受けずに、上記DVDを製造、販売し、本件各原版の使用料相当額の利益を受け、一審原告に同額の損失を及ぼしたものと認められるとして、新たに一審被告に対し、利得金1054万5000円（不法行為に基づく損害賠償との合計1065万円）の支払を命じた。